

大分県エネルギー産業育成トライアル研究開発 事業費補助金（二次募集） 平成28年度募集要領

事業の概要

大分県エネルギー産業企業会会員企業の新製品・サービスの開発に向けた可能性調査や試作機の開発を支援することにより、会員企業の新たな取組を加速させ、エネルギー産業の育成を図ることを目的として実施します。

I 申込みの方法

1 受付期間

平成28年7月15日（金）～平成28年8月22日（月）（必着）

2 提出書類

大分県エネルギー産業育成トライアル研究開発事業認定申請書 1部

3 応募の方法

下記まで郵送又は直接持参してください。

4 提出・問い合わせ先

〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号

大分県エネルギー産業企業会事務局（担当：板井）

（大分県商工労働部工業振興課内）

TEL：097-506-3263

FAX：097-506-1753

E-mail：itai-takaaki@pref.oita.lg.jp

5 注意事項

（1）事業認定申請書作成に係る費用は応募者の負担となります。

（2）応募いただいた書類は返却しません。

II 事業の概要

1 補助対象事業

会員が実施する新製品・サービスの開発に向けた可能性調査や試作機開発など。

ただし、別途企業会で募集を行い、企業会ホームページで公開している新製品・サービスのアイデアに関する取組に限る。

※大分県エネルギー産業企業会ホームページ <http://oita-energy.jp/>

- 2 補助対象者
・企業会会員

3 補助対象経費

補助対象経費は、事業の遂行に必要な経費であって、以下に示したものです。

| 経費区分 | 内 容 |
|-------------------|---|
| (1)謝金 | 委員等謝金 |
| (2)旅費 | 委員等旅費、職員旅費 |
| (3)事務庁費 | 会議費、会場借料、資料費、印刷費、原稿料、通信運搬費、消耗品費、雑役務費 |
| (4)原材料費 | 主要原料、主要材料及び副資材の購入に要する経費 |
| (5)構築物費 | 構築物の購入、建造、改良、据付け、借用又は修繕に要する経費（外注を含む） |
| (6)機械装置・ 工具器具費 | 機械装置（又は自社により機械装置を製作する場合の部品）又は工具器具の購入、試作、改良、据付け、借用又は修繕に要する経費（外注を含む） |
| (7)外注加工費 | 原材料等の加工及び設計等を外注する際（構築物、機械装置・工具器具を外注により建造、改良をさせる場合を除く）に要する経費 |
| (8)技術指導 受入費 | 産業財産権の導入に際し、これに伴う技術指導を受ける場合、又は外部からの技術指導を特に必要とする場合、技術者等に支払われる経費 |
| (9)直接人件費 | 事業に直接関与する者が直接作業時間に対するものに限る。ただし、人件費は次の算式により算定した額を限度とする。 人件費＝時間給×作業時間 （時間給は6,000円、作業時間は年間1,800時間を限度とする） |
| (10)委託費 | 共同研究者への委託に要する経費（総事業費の2分の1未満とする。） |
| (11)その他の 経費 | 上記に掲げるもののほか、測定、分析、解析、試験、プログラム作成、調査研究等の委託に要する経費並びに産業財産権の導入に要する経費で、会長が特に認める経費 |

※1 土地取得費は対象になりません。

※2 施設の設置に当たっては、河川法、廃棄物処理法をはじめ関係法令の許認可・協議等が必要な場合がありますので事前に調査願います。

4 補助率

補助対象経費の3分の2以内

ただし、補助金額としては1件当たり100万円を限度とします。

※採択されたトライアル研究開発事業のアイデア発案者に対し、別途報償金15万円をお支払い致します。

5 補助対象となる事業期間

交付決定日から平成29年3月31日まで

6 補助予定件数

3件程度

※ただし、応募の状況により、予算の範囲内で採択件数を変更することがあります。また、優れたプランであると認めた事業のみを採択するものであり、該当事業がないと判断した場合、採択件数が予定を下回る場合があります。

7 審査

プレゼンテーション審査等の結果をもとに補助事業採択か否かの決定を行います。審査にあたっては、以下の観点から総合的に審査します。

- (1) 課題設定の妥当性
- (2) 課題解決手法・手順の妥当性、新規性、独創性
- (3) 事業目標の明確性
- (4) 事業の将来性
- (5) 地域経済への貢献可能性
- (6) 事業実施の確実性

Ⅲ 審査方法

1 一次選考（書類選考）

提出いただいた申請書に基づき、書類選考をいたします。

2 二次選考

一次選考で選考されたものについて、有識者等からなる審査委員会による審査を経て、補助対象者を採択します。

なお、同審査委員会においては、事業内容等についてヒアリングを行う予定です。日程は別途お知らせします。

Ⅳ 採択された場合の留意点

- 1 補助金交付申請を受けて企業会が行う補助金の交付決定以降に支出した経費のみが、補助金の交付対象となります。
- 2 採択された事業者等には、必要に応じて進捗状況を報告していただくとともに、現地訪問の上、進捗状況を確認させていただくことがあります。
- 3 補助事業に要した経費については、証拠書類（見積書、発注書、納品書、領収書等）、現物等による執行の確認を行いますので、証拠書類及び補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を整備したうえで、補助事業完了後5年間保管していただきます。
- 4 補助金は、原則精算払としますが、一部を概算払により支払うことも可能です。
- 5 補助事業により設置した構築物等や取得した備品等については、一定期間はその処分が制限されます。
- 6 補助事業終了以降に、新エネルギー・省エネルギーの産業育成、普及促進のためにご協力をお願いすることがあります（ホームページに事例として掲載、事業立ち上げ後の実施状況等の問い合わせ、事例発表など）

7 その他「大分県補助金等交付規則」、「大分県エネルギー産業育成トライアル研究開発事業費補助金交付要綱」等の規程に従っていただきます。

V 事務手続の流れ

